

—協働のまちづくりの推進に向けて—
市民活動に参加しよう！！

那珂市市民活動補償制度



那珂市では、現在さまざまな分野において、ボランティアによる公益的な市民活動が行われています。しかし、万が一活動中に事故や怪我が発生した場合、保険に加入していないことで、個人で負担をせざるを得ないことも考えられます。

『那珂市市民活動補償制度』は、このような市民活動中の事故や怪我に対して、市が保険料を負担し住民の方を救済することで、安心して市民活動に参加できるように補償する制度です。

那 珂 市

【1】対象となる市民活動

◇市民活動とは？

①市または市民活動団体が主体となって行う、
②市または市民活動団体が主催・共催する、
公益を目的として無償で行われるもので、次の表の目的のために行われる活動を言います。

※ ここでいう市民活動団体には、地区まちづくり委員会や自治会が含まれます。

目 的	具 体 例
社会や不特定多数の人のために行う活動	清掃活動、災害復興支援、防災活動、公共施設の管理、交通安全活動など
社会的に支援を必要とする人のために行う活動	高齢者・障害者慰安旅行の付添い、無償の高齢者介護など
交流を通じてよりよい社会を作るために行う活動	自治会活動、お祭り、スポーツ以外のレクリエーション活動など
子どもの健全な育成のために行う活動	講演会、絵画教室、演劇会など（スポーツを除く。）

◇補償の対象とならない活動

- ・政治的、宗教的活動や特定の思想に基づき組織された団体による活動
- ・営利を目的とした活動
- ・学校、幼稚園または保育園の行事（クラブ活動も含む。）
- ・単なる連絡、通信または日常生活の延長で行われる活動
- ・スポーツ活動
（例）地域のスポーツチームでの練習または競技、スポーツを伴うレクリエーション活動など

【2】対象となる方

- ①市民活動に自発的に直接参加をする方
- ②無償で市民活動の運営に携わる方または指導する立場にある方
- ③市民活動を行うために那珂市民を中心として構成され、那珂市を活動の拠点とした団体（＝市民活動団体。全国的に組織されている場合は、市内を含む近隣市町村を活動拠点とし、主である構成員を市民とする支部（等）に限ります。）

※ ただし、以下の方は補償の対象となりませんのでご注意ください。

- ・活動に参加せず見物しているだけの方
- ・市民活動のための施設を利用しているだけの方
- ・市民活動によるサービスを単に受けるだけの方



【3】保険の契約手続について

補償制度の運営については、上記の方を補償の対象として、市が保険会社と契約を行い、保険料の全額を負担します。個人で事前の加入申込みや登録手続をする必要はありません。

【4】対象となる事故と補償内容

事故や怪我の状況によって、補償の対象となる方や補償の内容が変わってきます。

○賠償補償の対象者→【2】対象となる方の②または③に当たる方

事故発生 の状況	区分	補償限度額			自己 負担額
		1人 当たり	1事故 当たり	年度内	
施設が原因となって 起きた場合	身体障害	1億円	3億円		0円
	財物損害	500万円	500万円		0円
財物の提供により損 害を与えた場合	身体障害	1億円	3億円	3億円	0円
	財物損害	500万円	500万円	500万円	0円
借用物に損害を与え た場合	財物損害		500万円	500万円	0円

○傷害補償の対象者→【2】対象となる方の①または②に当たる方

事故の内容	事故の結果	補償期間	補償額	その他
・ 予期せぬ事態で発生した事故 ・ 日射病、熱射病、細菌性およびウイルス性食中毒	死亡	事故の発生日を含めて180日以内に左記の状態になった場合	300万円	後遺障害補償金が支払われていた場合は金額が異なる
	後遺障害発生		9～300万円	障害の程度により補償金額が異なる
	入院		3,000円×日数	手術を行った場合補償金額を別途算出
	通院		2,000円×日数	通院日数は90日を限度とする

※ ②に当たる方で、市民活動の詳細（開催日時や場所など）について客観的に確認できるときは、開催場所と自宅との通常の往復経路も市民活動中とみなします。

◇傷害補償の対象とならない事故や怪我の例

- ・ 傷害補償対象者の故意または重大な過失がある事故
- ・ 無免許運転や飲酒運転による事故
- ・ 自動車、モーターボート、スノーモービル等を使った競技等で起きた事故
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失（補償の対象となるものを除く。）
- ・ 地震や噴火、津波などの自然災害によるもの
- ・ むちうち症、腰痛その他の症状で、医師により異常を認められていない場合
- ・ 山岳登山、飛行機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他危険な運動による事故

【5】事故が発生したら

市が定める報告書により、市長に対して速やかに報告してください。

その後、当該事故が市民活動の中で発生したものかについて調査し、事実関係を確認します。

○補償金の請求について

賠償事故の場合： 被害者との間で法律上の問題が解決した後に、賠償補償対象者が市を経由して保険会社に請求してください。

傷害補償の場合： 傷害補償対象者（死亡している場合は法定相続人）が必要書類を提出し、市に対して請求してください。

後遺障害補償金	症状が固定した後または 180 日以後に医師により認定があった後
入院および通院補償金	入院または通院が終了した後

【6】市民活動補償制度の利用にあたって

例示したものの他にも、対象となる活動や事故、また対象とならない活動や事故があります。日常的に行っている活動については、補償の対象となるかどうか事前に確認しておくことをお勧めします（別冊のQ&Aも参考にしてください。）。

補償制度の詳細について不明な点がございましたら、下段の問合せ先までお問い合わせください。



【問合せ先】

那珂市 市民生活部 市民協働課 市民活動グループ

TEL 029-298-1111（内線265）

FAX 029-352-1021

E-mail shimin-k@city.naka.lg.jp